

土地利用の約束

(物件)

赤磐市是里4410-10番地

(使用の目的)

上記是里むら所有の遊休地を利用して、健全なモータースポーツの振興と運転技術の向上を図り、交通事故の防止に奇与することを目的とする。
但し使用車輛は、二輪車に限る。

(使用の期間)

この土地を利用する期間は1年間として、7月1日から翌年6月30日までとする。

(利用料)

この土地の利用料は、1人当り年間1万円但し、小学生以下は5千円とする。
納付については、指定する口座に期日までに納付する。中途解約となっても利用料は返金しません。
但し中途利用の場合半年以下は、半額とする。

(転貸しの禁止)

この土地の利用権を転貸し、またはこの土地の賃貸権を譲渡しないこと。

(利用規則)

- 1.土地の形質を変更しない事。指定区域以外は立ち入らない事。
- 2.コース及び敷地の維持管理については利用者で行う事。
- 3.利用時に事故等が発生した場合は、利用者の責任において処理する事。
- 4.利用者同士のトラブルはおこさない事。協調性を持って利用する事。
- 5.利用者は管理者に誓約書を提出する事。
- 6.構築物の設置は事前に管理者と協議する事。

(期間の更新)

利用期間の満了後、引き続いて利用しようとする時は、
利用期間満了前1ヶ月前までに管理者に申し出る事。

(届け出内容の変更)

利用者はその住所または氏名などに変更があった場合には速やかに管理者に申し出る事。

(調査協力義務)

- 1.土地利用の場合は必ず「利用許可書」を持参の事。
- 2.管理者は、この土地について随時その利用状況を実地調査する事が出来るものとする。

(利用の解除)

管理者は、各号の条項に違反した利用者に対して催告をしないで利用を解除する事が出来る。

- 1.利用料の支払いを怠った時
- 2.転貸の禁止等の約束に違反した時
- 3.このきまりに違反した場合には利用を解除されても、その利用料は返却しないものとする

平成19年6月作成
管理者 森林公園管理委員会
是里モトクロス